

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 27 年 2 月 10 日

第 59 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

最高裁平成 26 年 10 月 23 日判決：広島中央保険生活協同組合事件

妊娠に伴う軽易業務への転換を契機とした降格処分は無効

事件の概要

生活協同組合(以下「被告Y」)に雇用されていた副主任であった理学療法士であるX(以下「原告X」)が、妊娠中の軽易な業務への転換に際して(労働基準法第65条3項)、副主任を免じられ、育児休業終了後も副主任に任ぜられなかったことから、原告Xは被告Yに対して、副主任を免じた措置は男女機会均等法第9条3項に違反する無効なものとして、管理職手当の支払い及び債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

事実経過

- (1) 原告Xは被告Yにおいて理学療法士として勤務して、H16.4.16 にリハビリ科の副主任に任ぜられた。
- (2) 原告Xは第1子を妊娠し、H18.2.12 に産前産後の休業を終えて職場復帰した。その後、リハビリ業務が施設Bに移管されたことに伴い、施設Bの副主任となった。
- (3) 原告Xは H20.2 に第2子を妊娠し、軽易な業務への転換を請求し、病院リハビリ業務を希望した。これを受けて被告Yは、H20.3 に原告Xを施設Bからリハビリ科に異動させた。
- (4) 被告Yは、この異動に合わせて原告Xに副主任を免ずる辞令を発した。
- (5) 原告Xは、H20.9.1 から H21.10.11 まで産前産後休業及び育児休業を取得した。
- (6) その後職場復帰した原告Xは、施設Bに異動させられたが、施設Bにおいては原告Xよりも職歴の短い職員がすでに副主任になっていたことから、再度副主任に任ぜられることなく勤務することとなった。



最高裁判決

原審は、原告Xの同意を得たうえで被告Yの人事配置の必要性に基づいて行われたもので、原告Xの妊娠に伴う軽易な業務への転換請求により、男女機会均等法第9条3項に違反する取扱いがされたものではないから、同項に違反する無効なものであるということとはできない、としました。

これに対して最高裁は、次のような判断を示し、原審を破棄し、審理差し戻しとしました。



- (1) 原則;女性労働者につき、妊娠、出産、産前産後の休業または軽易業務への転換等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、男女機会均等法第9条3項に違反するものとして違法であり、無効であるというべきである。

(2) 例外

- ①降格することなく軽易業務に転換させることに、業務上の必要性から支障がある場合で、その必要性の内容・程度、降格による有利・不利な影響の内容・程度に照らして、男女機会均等法の趣旨・目的に反しないと認められるとき
- ②軽易業務への転換や降格により受ける有利・不利な影響、降格による有利・不利な影響の内容や程度、事業主による説明の内容等の経緯や労働者の意向等に照らして、労働者の自由な意思に基づいて、降格を承認したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき

(裏面へ)

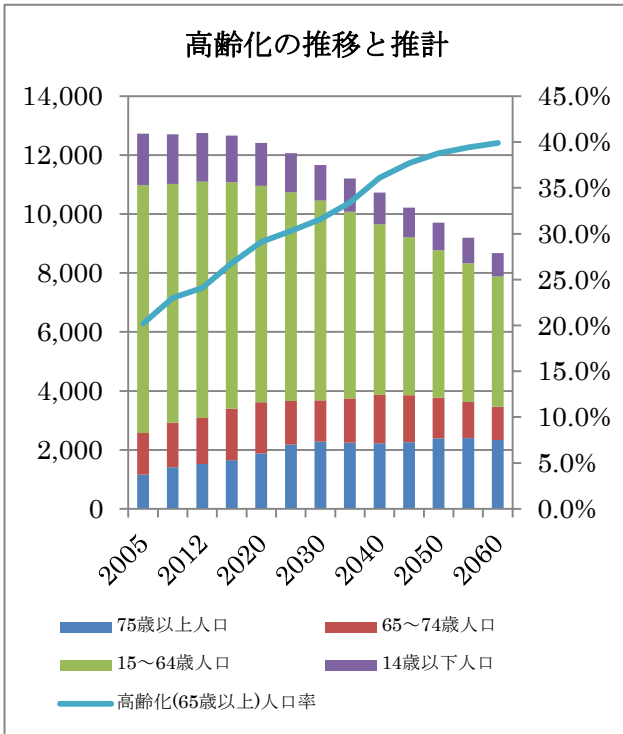
セカンド・ライフに向けて 17

六、家族

3. 成年後見人制度

(1) 急速な勢いで進行する高齢化

日本の高齢化は急速な勢いで進行しており、「平成 26 年度版高齢化白書」によれば、平成 24 年 10 月 1 日における総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 24.1%、65～74 歳人口（前期高齢者）は 1,560 万人・12.2%、75 歳以上人口（後期高齢者）は 1,519 万人・11.9%。これが、47 年後の平成 72 年（2060 年）には高齢化率が 39.9%で 2.5 人に 1 人が 65 歳以上で、75 歳以上の人口は総人口の 26.9%で 4 人に 1 人になると推計しています。



(2) 成年後見制度の利用状況

	法定後見制度	任意後見制度
制度概要	本人の判断能力により、後見（旧禁治産）、補佐（旧準禁治産）、補助（新設）の 3 つの制度がある。申し立てにより家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任。	本人自身の将来の判断能力が十分でなくなった場合に備え、あらかじめ任意後見契約によって、後見人を選任しておく制度。この契約は、必ず公正証書によって行い、契約の効力は家庭裁判所によって任意後見人が選

		任された時から生ずる旨の特約が要件。
後見人の権限	本人のした行為を取り消すことができ、本人を代理して行為することができる。	任意後見人が選任された時点から、代理権を行使できるようになる。なお、同意権、取消権はない。

(次回に続く)

事務所からひとこと

「月刊社労士1月号」の「トップは山頂の一本松だ」(童門冬二著)から。NHK 大河ドラマ「軍師勘兵衛」は先月で終了したが、主人公の黒田如水が、筑前 52 万石の大名である息子・長政に教えた「トップの心構え」。

「決定権は大将の固有の権限であって、どんな優秀な部下にも分権することはできない。この間の会議でおまえは若侍の意見に従いましょうなどと言ったが、あれは明らかに自分の持つ権限を放棄したのに等しい。」

「人のうえに立つというのは、孤独なものだ。山の上の一本松だ。風当たりが強い。人の上に立つ者は、すべて木の幹だといっていいだろう。枝葉がついている。枝葉は、家臣であり、その家族だ。もし幹が倒れれば、枝も葉もいっしょに倒れてしまう。そうならないためには、幹が自己努力で土の中から滋養分を吸い上げ、自分で自分を支えなければならない。そうしなければ、あちこちから吹いてくる強い風に堪えることができない。上に立つ者は、そういう覚悟が必要なのだ。」

「飛車や角のようなドッシリとした頼もしい重役を、脇におくこと。金銀のように忠誠心に溢れた連中に、自分を囲ませること。現場の指導者には、桂馬や香車のように後ろを振り返らずに、敵陣に飛び込んでいくような勇気のある者を活用すること。そして、将棋の駒には愛情を持って。王(大将)たる者は、歩を何よりも大切にせよ。歩を大切にしない王は、必ず詰まる。」

「城の間間は船であり、民は水だ。水である民は、船である城の役人が良い行政を行っておれば、静かに船を支えてくれる。しかし、一旦悪政を行えば、水は怒って波を立て、時には船をひっくり返してしまう。」

隠居後の彼は、極力博多の町を歩き回った。そして、町の人々が考えている黒田藩政へのニーズを細かく調査し、長政に伝えた。やがて、初めは警戒していた町の人々も「ちよっとお茶でも。」と声を掛けるようになり、慕われたという。